

[資料]

## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

村 井 衡 平

ここに紹介する論文は、1958年に創設されたシャリーア裁判所 (Shariah Court) の女性ソーシャル・ケース・ワーカーを勤める Mrs. M. Siraj によって公表されたものであり、Malaya Law Review. Vol. 5. No.1. (1963) pp.148-159に掲載されたものである。

多民族国家であるシンガポールは、中国系、マレー系、インド・パキスタン系と複雑な民族構成となっている。1986年6月の政府統計によれば、人口の構成比は、中国系が76.3%、マレー系が15.0%、インド・パキスタン系が6.4%、その他が2.3%となっている。国民の約76%を占める中国系は、大多数が仏教徒であるのに対し、15%のマレー系はほとんどがイスラム教徒 (Muslims) である。これまで筆者はシンガポールの離婚法として、1910年の離婚法 (1933年および1935年の改正を含む)、1995年の離婚法、1967年の女性憲章さらに1985年の女性憲章の改正を紹介した。だが、これらの法律は、婚姻に関する法律と共に、すべて非イスラム教徒を対象としている。つまり、イスラム教徒の婚姻・離婚について、これらの法律は適用されないで、すべてイスラム法 (Shariah) の定めるところに従うことになる。そして、カーディ (Kathi-裁判官) の手によって、イスラムの婚姻・離婚法が現実に執行されていた。しかし、イスラム教徒の離婚割合はきわめて高かった。このような時期に1958年にいたり、シャリーア裁判所 (Shariah Court) が新しく創設され、

イスラム教徒の離婚を抑制するにの有効な効果を発揮するようになった事情が明らかにされている。調停の手續も登場して興味深い。

Anderson 教授は、次のようにのべている。“イスラムの女性を苦しめて<sup>(1)</sup>いるのは、一夫多妻婚ではなく、イスラムの離婚法であることは疑の余地があり得ないと私は考える。イスラムの世界にも、離婚が見事なほどにまれな地域が存在することは事実であるが、しかしほかの地域では、それは明らかにありふれたことである。イスラムの妻は、実際に、法律に関する限り、つねに存在する離婚の影のもとでつねに生活してきたし、この影は比較的まれな場合にのみ、ある種の予防策によって和らげられていた。法律にそむいていない妻を離婚することは、法律学者によって、罪とみなされる。しかし、それにもかかわらず、それは法律上で有効と考えられる。”

少なくともシャリーア (Shariah) 裁判所が設立されるまで、シンガポールはイスラムの世界で離婚がきわめて一般的<sup>(2)</sup>な地域の1つの例を提供していた。1958年にいたる数十年の間、離婚はきわめてひんばんに行われ、毎年、100件のイスラムの離婚ごとに、約50件の離婚があった。

Judith Djamour 氏は、このような離婚のひんばんさに一致する二つ<sup>(3)</sup>の要因をわれわれに示した。一つは、法律が離婚を容易にし、一般的な道徳がそれを黙認することであり、二つには、離婚を経済的に抑止する力が充分でなかったことである。

シャリーア裁判所が活動を始める以前に、イスラムの婚姻および離婚法を執行することはカーディ (Kathis—裁判官)<sup>(4)</sup>の手<sup>(5)</sup>に委ねられていた。彼等は政府によって任命されたが、給料は支払われなかった。彼等の収入は、イスラムの婚姻および離婚の登録についてうけ取る手数料によっていた。<sup>(6)</sup>イスラム教徒は、彼の妻を離婚するためいかなる理由ものべる必要はないというのが、一般的に承認され、適用された法律の見解であった。実際に、離婚はカーディによって許されたのではなく、夫に

## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

よってそれが宣言されたのちに、カーディによって登録されたにすぎない。一方、理論的には、離婚は憎悪されており、奨励されておらず、それゆえにカーディは離婚を求める人々に彼等の不和を解決するよう助言すべきであるが、きわめて少数のカーディが実際にこの線に沿って活動するにすぎない。さらに、シャフィーイ学派 (Shafi school of law)<sup>(7)</sup> は、夫による遺棄および扶養不能というまれな場合に、カーディがファスフ (fasakh)<sup>(8)</sup> という裁判上の離婚を宣告することを許しており、またイスラム法 (the Muslims Ordinance)<sup>(9)</sup> によれば、カーディはかかる離婚を宣告する以前に裁判上の調査をすることを要求しているが、実際の慣例として、少数のカーディは最小限度の調査をするにすぎず、しかも和諧を試みることもほとんどなしに、ファスフという離婚を宣告している。最後に、婚姻の合意に当ってタリク (taalik)<sup>(10)</sup> という条件がしばしば利用されることは、つねに裁判上の調査を先行させるとは限らずに、カーディが扶養不履行または遺棄の主張にもとづいて離婚を宣告することを可能にした。たとえ、あるカーディが離婚を登録することを拒否しても、別のカーディを訪ね、彼がよろこんで離婚を登録してくれることもつねに可能であった。疑もなく、イスラム法をゆるやかに執行することと、和諧に向けてどのような企てもしないことがシンガポールにおける離婚割合が高い主要な原因であった。

このような実態は、シンガポールにおけるイスラム顧問会議 (the Muslim Advisory Board)<sup>(11)</sup> および若い女性のイスラム協会 (the Young Women's Muslim Association)<sup>(12)</sup> のようないくつかの婦人団体の間にきわめて大きな関心をひき起した。しかしながら、1951年11月まで具体的な手段はとられなかったが、この時期にいたって、顧問会議は原則的にカーディの裁判所を創設することを支持し、さらに事情を調査し、法制を改革するための提案を提出するための小委員会を任命した。<sup>(13)</sup> 3名のカーディが含まれているが、小委員会はカーディの権限を抑制すること、およびカーディの裁判所を創設することを勧告する報告書を提出し、そ

の立派さを証明している。

顧問会議の提案は政府に提出され、政府は会議が必要と考えるにちがいないどのような法律の改正も含めて、さらに詳細な提案をするように求めた。顧問会議は、仕事を断続し、すでにセランゴール (Selangor) およびケランタン (Kelantan) で施行されている立法にもとづいて、改正草案を提出した。<sup>(15)</sup> しかしながら、セランゴールおよびケランタンの立法は、カーディによって司会されるカーディの裁判所の創設について規定するが、シンガポールの改正草案は法律的に訓練をうけたイスラム教徒によって司会されるシャリーア裁判所を創設することを規定している。改正草案は、すべて他の離婚事件がシャリーア裁判所で裁判されるべきであるのに、両当事者が離婚に合意するときは、カーディのみが離婚を登録することができると規定することにより、マラヤ連邦 (the Federation of Malaya) における先例から大きくはずれている。

これらの提案のもと緊急性にもかかわらず、直接的な行動は何もなされなかった。このような事態は、しかしながら、Inche shmad bin Mohamed Ibrahim氏によって立法委員会で強調された。<sup>(16)</sup>

植民地長官 (the Colonial Secretary) は、事態を調査する旨をのべた。まもなく、社会福祉省は、イスラムを信仰する人々を含む夫婦間の<sup>(17)</sup> 論争に関する告訴に出席し、そしてしばらくの間、ときにはカーディの助言をうけながら、かかる告訴が同省において審理され、処理された。同省のこのような努力は、しかしながら、イスラム顧問会議によって是認されなかった。<sup>(18)</sup> 抗議のための多数の手紙が政府に向けて発送された。このような行動の結果、社会福祉局長とイスラム顧問会議の代表者との<sup>(19)</sup> 会合が準備された。この会合において、政府はイスラムの夫婦間の論争を<sup>(19)</sup> 処理するために2名のイスラム調停員 (Muslim Conciliation officer) を任命することが合意され、さらに2名の調停委員のうち1名はイスラム女性とすべきことも合意された。<sup>(20)</sup>

報告書の線に沿って改正を急ぐべきことは、顧問会議によって処理さ

## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

れた下記の事件によってははっきり示された。1954年の早い時期に Ismail bin Kader 氏が彼自身の離婚事件においてカーディがまちがった離婚手続を適用した旨を顧問会議に訴えた。会議は、事情を調査するため小委員会を任命した。調査によって明らかにされた事実はあまりにもおどろくべきものであったため、小委員会の報告書はサイクロ・スタイルのもので、写しが直ちに送付された。夫は、ジョーホールのクラングにあるカーディの裁判所で妻に対するヌスス (nusus)<sup>(22)</sup> という命令を得たことは明らかであるが、彼女はジョーホールのクラングに住居していたにもかかわらず、シンガポールにおいて首席カーディ (Chief Kathi)<sup>(23)</sup> から離婚を得た。婚姻はシンガポールにおいて実行されたが、両当事者はクラングに住居しており、かかる場合にシンガポールのカーディがなんらかの管轄権をもつのかどうか疑わしかった。しかしながら、主席カーディは事件を処理した。<sup>(24)</sup> 離婚は、タリーク (taalik)<sup>(25)</sup> という条件をたよりにして与えられたが、この条件は妻に与えられた離婚証明書の写しには明らかであるけれども、実際に離婚証明書の原本には存在しなかった。主席カーディは、妻によって伝えられた夫の住所に宛てて手紙を送付したが、これは彼の正式の住所ではなく、そのため、夫は審理に出席できなかった。報告書によれば、当該カーディは法律をゆるやかに執行したことを明白に示していた。

この報告書およびイスラム顧問会議のがん固さが最終的に政府の活動を誘い、シャリーア裁判所の創設を準備するための立法を提出することに合意した。この趣旨の法案—イスラム法案 (the Muslim's Bill) —は1955年11月21日に立法議会に提出された。イスラム教徒の遺言に関する法律を定める規定について、法案の1カ条に議論が生じたため、法案は特別委員会に付託された。議会の会期は、しかしながら、特別委員会がその報告書を作成するまで休会とされ、そのために、法案も提出されなかった。<sup>(27)</sup> 1956年9月に法案は再提出された。イスラム教徒の遺言の問題に関する妥協的な条項が再び法案化され、<sup>(28)</sup> そして承認された。イスラ

ム法 (the Muslims Ordinance) は1957年8月30日に成立し、1958年9月24日より施行されることになった。<sup>(29)</sup>

1957年のイスラム法は、イスラム婚姻登録官または Yang di-Pertuan Negara 氏のような他のイスラム教徒によって司会されるシャリーア裁判所を制定した。同法の第12条3項によれば、カーディは夫婦双方がそれに合意していることを納得しなければ、離婚を登録しないものとする旨を定めている。1959年のイスラム婚姻・離婚規則 (the Muslim Marriage and Divorce Rules) <sup>(30)</sup>によれば、両当事者は相互の合意にもとづいて、定められた形式に従い、離婚の登録を申請するものとし、また両当事者は申請を立証する制定法による宣言を宣誓し、さらに離婚登録簿に署名することが要求される。すべての他の離婚事件、すなわち、相互の合意によるもの以外は、シャリーア裁判所において審理され、決定される。シャリーア裁判所は、定められた手続規則をもつ適切に構成された裁判所である。弁護士および事務弁護士は、裁判所の面前に出頭する権利があり、またシャリーア裁判所からイスラム教徒の名簿によって構成される上訴会議 (Appeal Board) への上訴が行われる。イスラム法の主要な効果は、離婚—合意による離婚でない—のみがシャリーア裁判所によって宣告され、登録されることができ点にある。<sup>(31)</sup>

法律を制定することは達成されたが、それを施行することには困難が伴っていた。たとえば、イスラム婚姻登録官およびシャリーア裁判所の主席を任命することなどである。地位が公募されたとき、応募者はイスラム法の知識をもつのみでなく、英語および証拠・手続法についても知識をもつべきことが定められた。結局、一時的に任命されることに決定した。Jnche Mohamad Taha bin Fathlollah Suhaimi 氏が任命され、1958年11月24日にシャリーア裁判所が創設された。最初の主席は、シャリーア裁判所の初期に困難な仕事に直面した。彼には1名の書記と1名の事務少年という最低の要員しかなかった。彼は、カーディの影響を打ち破ることは困難であると感じた。それ以来、裁判所は彼等を保護する

## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

ことを目的としていることをイスラム教徒が理解するため、しばらくの  
時が必要であった。

1959年6月に、これまで首席秘書官 (the Chief Secretary) の行政  
的な支配のもとで機能してきたシャリーア裁判所は、労働大臣 (the  
Mimistry of Labour and Law) のもとに、国家法律顧問 (the State  
Advocate-General) および永続秘書官 (Permanent Secretary) の直  
接の監督に服することになった。シャリーア裁判所によるイスラム法の  
適用を改善するためのいくつかの手段がとられた。新しい3つの地位が  
新設された。首席カーディ<sup>(32)</sup>、カーディおよび女性のイスラム・ソーシャ  
ル・ケース・ワーカーがそれであり、すべて政府より給料の支払いをう  
ける公務員である。裁判所の補助的な職員についても、2人の一般事務  
員、1人のタイピストおよび1人の令状送達員 (Process Server) の  
任命によって増員された。首席カーディの地位を Tuan Haji All bin  
Haji Mohamad Said Salleh 氏が占めたが、彼はすでに長年の間、主  
席カーディをつとめていた。Tman Haji Sanusi bin Mohamad 氏は、  
1959年12月11日にカーディに任命されたが、短期間しかカーディの仕事  
をしなかった。なぜならば、彼は Inche Mohamd Taha bin Fathlollah  
Suhaimi 氏のあとに、1960年2月1日よりイスラム婚姻登録官および  
シャリーア裁判所の主席に任命されたからである。彼はその地位に学識  
と敬意をもたらし、そして重要なことは、彼がシャリーア裁判所の仕事  
に新しい見通しを勇気づけ、さらにその目的に新しい感覚を導入するこ  
とができた点である。そのように行動しながら、彼はイスラム法を堅実  
に権威をもって執行することができたのみならず、カーディがイスラム  
教徒の離婚の問題に新しい解決方法に従うべく影響を及ぼすことができ  
た。1960年8月24日に Tuan Haji Salleh bin Haji Mohamad Piah  
氏がカーディに任命され、さらに1960年9月20日には女性のイスラム・  
ソーシャル・ケース・ワーカーが任命された。1961年1月1日に、Tuan  
Haji Salleh bin Haji Mohamed Piah 氏が代理首席カーディとして

Tuan Haji Ali 氏の後任となり、1961年3月7日に、Tuan Haji Ismail bin Ibrahim 氏がカーディに任命された。イスラム・ソーシャル・ケース・ワーカー<sup>(35)</sup>の任命に伴って、シャリーア裁判所で調停の仕事にとりかかることが可能となり、次第にイスラムの大衆が裁判所の仕事を理解し、それを承認するようになった。

裁判所の調停委員によって1960年の3ヵ月間にとり扱われた事件は63件にすぎないが、この数は1961年には合計で827件に増加した。調停の仕事が成功したことにより、1960年にイスラム（改正）法—the Muslims (Amendment) Ordinance<sup>(36)</sup>が導入され、シャリーア裁判所は離婚命令に先立ち、申立人を事件の審理のため調停手続に付託することができた。

調停は、シャリーア裁判所およびその職員がそれによってシンガポールにおける離婚の数を減少させることのできる主要な手段となった。実際に裁判所の主席は、調査と調停のため、すべての離婚の申立をソーシャル・ケース・ワーカーまたはシャリーア裁判所のカーディに付託する。しばしば、当事者が事態について反省し、思考するため、また彼らに助言するために準備している誰れかに彼等の不和について話をする時間を与えられるという単なる事実が原因となり、彼等が離婚に関する考えを変更することが生じる。他の事例において、シャリーア裁判所の職員は、説得と助言により、不和の原因をやわらげたり、またはとり除いたりする。しかしながら、夫が婚姻を終了させる決心をするとき、シャリーア裁判所のできることは知っている。妻が離婚に合意しないとき、夫はシャリーア裁判所へ申立てなければならないであろう。夫が2人以上の証人の面前ですでに離婚を宣告したとき、シャリーア裁判所は、それがイスラム法に従ってなされたことを確かめなければならない。夫の申立は、審理のため一時休止されるであろう。審理の期日に、夫および彼の証人は離婚の事実について証拠を提出しなければならないであろうし、妻による反対尋問に服することになろう。シャリーア裁判所の主席は、審理



## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

前または審理中、引続いて、当事者間の不和を解消するよう努力し、またそれによって夫が妻の離婚を取り消すよう説得することができる。シャリーア裁判所の主席がそうすることができなければ、彼は離婚を登録するが、しかし妻がイスラム法に従って扶養料および損害賠償をうけることは保証するであろう。夫がシャリーア裁判所に申立てるとき、まだ離婚を宣告していなかったならば、そのとき、シャリーア裁判所は審理のために申立を延期し、事件を決定するに先立ち、夫婦それぞれについて証拠を聴取するであろう。当事者間に和諧をもたらすためあらゆる努力が払われ、さらに裁判所の主席はこの目的のために彼に手助けをする仲裁人 (arbitrator) を任命する権限をもっている。それゆえに、夫婦双方または夫がかかる離婚を主張するとき、シャリーア裁判所は離婚を拒否することができない限り、裁判所は婚姻の破綻を阻止するため、あらゆる努力を傾ける。これらの努力が成功したことは、1961年に457件の夫婦間の争いが上首尾に和諧にこぎつけた事実によって示されている。

シャリーア裁判所は、シンガポールにおけるイスラム教徒の間の高い離婚割合を現実には阻止することができた。このことは、離婚割合が確実に低下していることによって示される。すなわち、1年間に言渡された離婚の数を同じ年に挙式された婚姻の数に関連させた割合のことであり、下記のように示される。

(38) 離婚割合	
1957年	51.7%
1958年	49.2%
1959年	36.8%
1960年	26.9%
1961年	21.8%

多くのことが達成されたけれども、自己満足するにはほど遠い。21.8%の離婚割合はいぜんとして高く、シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻はいぜんとして不安定であるといわなければならない。離婚の割

合が高い主要な原因は、多分、シャリーア裁判所の外のカーディがいぜんとして離婚の登録を許可していることにある。カーディは、婚姻の両当事者の合意を得てのみ、離婚を登録することができるというのが真実である。それにもかかわらず、離婚に合意するよう妻に圧力をかけることができる。両当事者が署名しなければならない申立書を利用することを命じることにより、これに対応する手段がとられた。しかしながら、数人の女性が彼女等の意思に反して書類に署名するよう誘われたという申立が行われた。さらに、調停のためにカーディによる有効な努力はほとんど払われていないことも明らかである。離婚の数が示すところによれば、少数のカーディは他の人々よりも離婚の登録を数多くし勝ちである。それゆえ、離婚の登録をする権限は、シャリーア裁判所のカーディに限定するのが望ましいであろう。

離婚がしばしば行われることについての他に残された原因として、経済的障碍はそれほど強くはない。この点に関して、1957年のイスラム法 (the Muslims Ordinance) および1960年のイスラム (改正) 法—the Muslims (Amendment) Ordinanceによれば、シャリーア裁判所がマスカウイン (maskahwin)、扶養料の支払い、および損害賠償またはマッタース (mata' ah)<sup>(39)</sup> の支払いを命じることができる立法上のわく組を定めている。不運なことに、扶養料およびマッタースとして裁定された額が余りにも少額であるため、有効な経済的障碍とはならなかった。関連のある要因は、マスカウインの金額であるが、一般的な金額が22ドル50セントと余りにも少なく定められた。夫が婚姻の際にすでに支払っていなかったとしても、離婚に当ってこの金額を支払うについてほとんど困難は感じない。エジプト、インドおよびパキスタンの国々の例によれば、そこでは離婚に当って支払われるべき据置 (deferred) マスカウインとして高額の金銭が定められていて、それが離婚に対するいっそう有効な障碍となるであろう。さらに、マスカウインが高額となるにつれて、マッタースとして命じられる損害賠償の額も上昇するにちがいない。しかし

## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

ながら、扶養料支払命令の場合、シャリーア裁判所は今や増大した権限を与えられている。シャリーア裁判所による扶養料支払命令は、収入差押命令 (attachment of earning's Order) の言い渡しによって強行される。

(41)

離婚割合を抑制することが困難な他の重要な理由として、シンガポールで離婚の登録を得られなかった人がマラヤ連邦 (Federation of Malaya) のある州に行き、そこで離婚の登録を得るという事情がみられる。国家法律顧問 (the State Advocate-General) はこの問題をマラヤ連邦の諸州の宗教省の長官に提起し、ジョホール (42) (Johor)、マラッカ (Malacca) およびセランゴールとの間で広汎な合意が成立した。合意の結果として、ジョホール、マラッカおよびセランゴールにおけるカーディは、シンガポールのシャリーア裁判所に照会することなしに、当事者の一方または双方がシンガポールの住民である離婚を登録しないであろう。

(43)

1957年のイスラム法および1960年のイスラム (改正) 法の中にこれまでに導入された立法上の規定は、法律それ自体よりはむしろ法律の執行について、いっそう多くのことを取扱っている。しかしながら、アラブ諸国およびパキスタンに導入された法律の改正を考慮し、どの範囲でそれらがシンガポールに適用できるか見つけることが必要であろう。アラブ諸国およびパキスタンにおいて、三重の離婚は、たとえば、“私はお前を3つのタラーク (talaks) によって離婚する” とか、一度の機会に、<sup>(44)</sup> “私はお前を離婚する、私はお前を離婚する、私はお前を離婚する” というように一個の形式で宣告したとき、それは単に一個のものときれ、取消し得べき離婚であると定められた。このような改正がシンガポール<sup>(45)</sup> において適用されるならば、“China buta” という方法にたよることを付随的に不必要なものとし、その廃止へと導くであろう。他にもまた可能な改正がある。たとえば、陶酔状態または脅迫のもとで発言された離婚の形式は、無効とされることができる。夫から彼の理性を一時的に奪ってしまうような激怒のもとで発言された形式もまた、無効とされること

ができる。宣誓または脅迫として発言された離婚の形式は、夫が現実  
それを意図していたときにのみ、有効とされることができる。そして、  
妻が懐胎中に発言された離婚は、妻が子を出産するまで、自動的に取消  
されるか、または延期されることができる。<sup>(47)</sup>これらの改正がうけ入れら  
れるならば、シャリーア裁判所の仕事を確実にいっそう効果的なものと  
することになろう。アラブ諸国、インドおよびパキスタンにおけるよう  
に、彼女の夫が彼女を扶養できないか、扶養しないこと、夫が婚姻生活  
を危険なものにするなんらかの病気にかかっていること、少なくとも1  
年間、夫が法律上の正当な理由なく、彼女を遺棄したこと、または彼女  
にとって婚姻生活を耐えがたいものにするような方法で彼女を処遇した  
こと、などの理由にもとづいて、妻が裁判上の離婚を請求することを許  
すなんらかの規定が設けられるべきである。これらが離婚割合を増大さ  
せる方法となることは明らかであるが、<sup>(48)</sup>インドネシアにおいて批判をう  
けており、<sup>(49)</sup>そしてシンガポールのインド人およびパキスタン人にとって  
一般的ではないターリク (taalik) の廃止がこれに伴っているならば、  
事実上、離婚割合を増大させることはあるまいし、それらはイスラム女  
性の正当な権利を保護することになろう。

最後に、法律の改正に伴って、イスラム教徒の離婚に対する態度に変  
化が生じることが望まれる。離婚は許された行為のうちで最も憎悪すべ  
きものであり、社会の一般的な道徳が離婚を寛大に扱うどころか、それ  
を非難するならば、そのとき、離婚割合ははるかに下落するにちがいな  
い。家族が健全であることにわれわれの社会の力強さと将来がかかって  
おり、さらにシャリーア裁判所がシンガポールにおけるイスラム教徒の  
婚姻をよりいっそう健全なものにするのに手助けをする限りにおいて、  
該裁判所の創設を主張した人々の期待と熱望は、疑もなく正当なもの  
とされた。<sup>(50)</sup>

M. Sivaj (Mrs).

註

- (1) J.N.D.Anderson, *Islamic Law in the Modern World*. London. 1959年, 51頁-52頁。
- (2) Shariah というのは、イスラム法を記述するために用いられる用語である。シンガポールにおけるシャリーア裁判所は、1957年のイスラム法 (the Muslims Ordinance) の第20条のもとで、1958年11月24日より有効となった1958年の Gazette Notification S 292 によって創設された。それは主席によって司会され、当事者がイスラム教徒であり、婚姻、離婚、婚約、婚姻無効および裁判上の別居に関する争いを含むすべての訴訟および手続を審理し、決定する管轄権をもっている。それは、扶養料、マスカウイン (maskahwin) または寡婦産の支払い、およびマツタアス (mataah) または損害賠償の支払いについて命令する権限がある。下記の註 (39) および (40) 参照。
- (3) Judith Djamour, *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London. 1959年, 139頁。
- (4) シンガポールにおける婚姻・離婚に関するイスラム法の概要については、Inche Ahmad Ibrahim 氏の *Muslim Marriage and Divorce in Singapore*. M.L.J. 第31巻 (1962) IV頁。
- (5) カーディ (kathi-アラビア語の Qadi に由来する) は、シャリーア法の裁判官の名称である。マラヤにおいては、しかしながら、この用語は、イスラム教徒の婚姻を挙式し、また婚姻および離婚を登録する役人を指すものとして使用される。シンガポールにおいて、カーディは Yang di-Pertuan Negara (自治国の主席) によって任命され、イスラム教徒の婚姻について代理登録官の権限をもっている。
- (6) 1959年以降、主席カーディおよび1人のカーディを例外として、シンガポールにおけるカーディは、いかなる給料も支払われていないが、しかし、婚姻および離婚の登録について定められた費用を徴収し、それを保持することが許される。シンガポールにおいて、婚姻または離婚を登録するための費用は、15ドルである。シンガポールにおけるカーディは、多くの裁判上の機能を失った。これらの機能はシャリーア裁判所へ移された。
- (7) イスラム法は、イスラム法律学者によって作られた多くの法学派によって発展させられた。4つのスンニー派または正統法学派は、Malik bin Anas によって作られたマリーキー派、Abu Hanifa によるハナフィー派、Al-Shafi によるシャーフイー派および Ahmad bin Hanbal によるハンバリー派である。マレー人の大多数はシャーフイー派によっている。4つのスンニー派は、同等の正統性と権威をもつものとされている。
- (8) ファスフ (Fasakh) というのは、契約の無効または取消しを意味し

- ている。婚姻に関して、この言葉は、裁判所の判決による婚姻の取消しを意味する。フアスフの原因は、シャーフィー派のもとできわめて制限されている。たとえば、扶養料の不払いの場合に、それは夫が妻を扶養する資産をもたないときに制限する。シンガポールにおいて、フアスフのある離婚を宣告する権限は、現在、シャリーア裁判所にのみ付与されている。
- (9) 改訂版の第46章。これは1957年法 No.27 のイスラム法によってくり返されている。
- (10) タリーク (Taalik) というのは、たとえば婚姻合意のような、合意の中の条件を意味している。マラヤにおいて、花婿が婚姻の際にタリークを作るのが一般的であり、条件の不履行により、離婚の効力が生じる。シンガポールにおいて一般的なタリークは、次のような効力をもっている。
- “もし、私が私の妻を3ヵ月またはそれ以上の期間にわたって扶養することを怠るか、もしくは私が彼女を虐待し、もし彼女が裁判所に訴え、それを立証すれば、そのとき、彼女はタラークにもとづいて、離婚される。条件付離婚 (cherai taalik) は、現在、シンガポールにおいて、シャリーア裁判所によってのみ登録されることができる。
- (11) イスラム顧問会議のメンバーは、Yang di-Pertuan Negard によって任命される。彼等は、制定法上の機能はもたないが、しかし政府およびイスラム教徒に対して、イスラム教およびイスラム法に関する問題について助言する。
- (12) 1953年以来、イスラムの業務について積極的な関心をもってきた多くの種族のグループから成るイスラム女性の団体である。
- (13) 宗教教師であり、導師である Shaik Fathollah Suhaimi 氏の提案による。
- (14) Inche Ahmad bin Mohamed Ibrahim 氏, M.J.Namazie 氏, Tuan Shaik Fathollah Suhaimi 氏, Tuan Haji Jubir bin Mohamaed Amin 氏, Tuan Haji Ali bin Haji Mohamed Said Salleh 氏, Tuan Syed Abdullah bin Shaik Beltage 氏, B.A.Malla 博士, および Tuan Shaik Hussein Khatib 氏によって、小委員会が構成された。Inche Ahmad bin Mohamed Ibrahim 氏および M.J.Namazie 氏は、当時、弁護士であり、Haji Jubir 氏, Haji Ali 氏および Shaik Hussain Khatib 氏はカーディであり、Shaik Fathollah Suhaim 氏および Syed Abdullah Belfageh 氏は宗教教師であり、B.A.Mallal 博士は法律書出版業者であった。
- (15) (1952年法, No.3) The Selangor Administration of Muslim Law Enactment および (1953年法, No.1) The Kelantan Council of Religion and Kathis Courts Enactment.
- (16) その当時、立法評議会のメンバーであった Inche Ahmad bin Moha-

## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

med 氏は、1954年7月20日の休会式辞で次のようにのべている。“シンガポールにおけるイスラムのリーダー達は、イスラムの婚姻に関連して離婚の割合の高いことに関心をもってながめており、またイスラム顧問会議もこの問題を注意深く検証した。この検証の結果、イスラム顧問会議はシンガポールにカーディの裁判所をもつことが必要であるとの結論に達した。それというのも、かかる裁判所を創設することによってのみ、離婚を裁判上で抑制することができるかと彼等が考えるからである。

マレー諸州にはカーディの裁判所が存在するが、シンガポールは存在せず、現実のところ、イスラムの婚姻および離婚の問題は、個々のカーディによって処理されているが、彼等は広い範囲でいかなる規則による拘束も受けていない。イスラム顧問会議は、シンガポールにおいてカーディの裁判所を創設することができるようにイスラム法を改正するように提案し、このような提案が少し以前に政府に送付された。この問題について、政府はこれまで少しも動いていない。

このことは、シンガポールのイスラム教徒にとって重大で、しかもさし迫った関心のある問題であり、私は政府が遅れることなく、必要な改正立法を導入してくれることを望んでいる。”

- (17) Proceedings of the Second Legislative Council. シンガポール植民地・第4会期、1954年-1955年、B207頁。
- (18) イスラム顧問会議は、社会福祉省の非イスラム教徒の職員はイスラムの法律および慣習の要求することを評価していないように考えた。
- (19) その当時、イスラム顧問会議の議長であった Inche Abu Bakar bin Pawanchee 氏および Inche Ahmad Mohamed Ibrahim 氏。
- (20) Inche Ahmad bin Mohamed Ibrahim 氏の提案により。
- (21) 小委員会は、Inche Ahmad bin Mohamed Ibrahim 氏、Tuan Syed Abdullah Belfageh 氏、Tuan Shaikh Mohamed Shazli Osman 氏および Inche Mohamed Sidek bin Haji Abdul Hamid 氏によって構成された。Tuan Shaikh Mohamed Shazli Osman 氏および Tuan Sged Abdullah Belfageh 氏は宗教教師であった。Inche Mohamed Sidek 氏は退職政府職員であり、その後、立法評議会のメンバーとなった。
- (22) ヌスス (nusus…反抗) という命令は、妻が彼女の夫と同居することを不合理にも拒否したとき、妻に対して行われることができる。その効果として、夫は彼女を扶養する義務を免れ、彼女は扶養の不履行を理由に離婚を得ることはできない。
- (23) Chief Kathi というのは、シンガポールにおける上級カーディの名称である。1954年に彼は他のカーディと同様の権限および義務をもった。現在の Chief Kathi は、しかしながら、1957年のイスラム法のもとで特

別にそのように任命され、カーディのそれに加えて特別の権限および義務が付与される。下記、註(32)参照。

- (24) イスラム法第46章第18条は、実際に次のように規定している。すなわち、カーディは、シンガポールに少なくとも4ヵ月居住していた妻からのフアスフ(faskh)の申立をうけることができる。現在では、1957年のイスラム法の第32条参照。
- (25) 前記、註(10)参照。
- (26) シンガポールにおいて、イスラム教徒が遺言を作成するのに適用できる法律はイギリス法であり、それによれば、人は彼が好むように彼の財産を自由に処分することができる。イスラム法のもとでは、しかしながら、死者の家族の請求がそれにとって代わることはできず、死者の財産の2/3は妻、子および他の近親者の間に分配されなければならない。人は遺言により彼の財産の1/3を処分することができるにすぎない。イスラム顧問会議は、無遺言の場合にすでにそれが適用されてきたように、遺言相続の場合にもイスラム法を適用することを希望したが、この提案は少数のイスラム法学者および実業家によって反対された。彼等によれば、この提案は彼の財産について好きなようにする人の自由に干渉することになる。
- (27) イスラム顧問会議に有利なように Inche Ahmad bin Mohamed Ibrahim 氏および M.J.Namazie 氏によって、この委員会の面前に証拠が提出された。
- (28) 1957年のイスラム法の第41条。本条は、1937年のイギリスの相続(家族財産)法の規定に従っている。イスラム法に従って死者の不動産について分前をもらう権利のある人は誰れでも、彼の分前について取決めるため、死者の遺言を変更するよう裁判所に申立ることができる。その当時、政府のために法案起草者の仕事をしていた Inche Ahmad bin Mohamed Ibrahim 氏の援助を得て規定が作成された。
- (29) 1957年の Ordinance No.25.
- (30) 1959年の Gazette Notification No.S.293.
- (31) これが主要な功績であった。これに関連して、1957年のイスラム法は、それが基礎としたセランゴールおよびケランタンの立法とちがひ、しかもはるかに進んでいる。
- (32) 主席カーディ(Chief Kathi)のシンガポールにおける立場は、1957年のイスラム法によって規定された。カーディとしての彼の権限に加えて、主席カーディは、女性に婚姻のための後見人がいないとき、および後見人が婚姻に同意を与えることも不合理にも拒否するとき、婚姻を挙式する包括的な権限を与えられた。1960年の No.40. イスラム(改正)法により、主席カーディはまた、すでに妻をもつ男または妻が生存している男のため



## シンガポールのシャリーア (Shariah) 裁判所と離婚割合の抑制

に婚姻の挙式を認可する包括的な権限を与えられた。

- (33) Tuan Haji Sanusi 氏は、エジプトおよびメッカにおいてイスラム法および神学を学び、Al-Azhar 大学を卒業した。
- (34) ケダから Al-Azhar 大学を卒業した 1 人である。
- (35) 他の Al-Azhar 大学卒業生。
- (36) 1960年の No.40. これは1960年5月27日に施行された。
- (37) 1961年には9件がそのようにして和諧された。1960年および1961年の Annual Reports of the Registry of Muslim Marriages, Singapore. 参照。
- (38) 1960年の Singapore Annual Report. 1960年および1961年の Annual Reports of the Registry of Muslim Marriages, Singapore. 参照。
- (39) マスカウイン (Maskahwin) は、マラヤにおいて、アラビア語のマフル (Mahr) またはイスラム法の寡婦産として使用される用語である。これは結婚時に花婿から花嫁になされるプレゼントである。
- (40) マッタース (Mata' ah) というのは、彼女の離婚に際して妻に支払うべく勧告させる損害賠償である。
- (41) 収入差押命令 (Attachment of earnings order) は、1961年の女性憲章の第8部のもとでなされることができる。この命令の効果は、裁判所によって命じられた扶養料は、夫の収入から雇主によって支払われるという点にある。
- (42) この人はまた、シャリーア裁判所の事務の管理について責任を負う永続的秘書官でもある。
- (43) 他の諸州は現在までのところ、かかる取決めに合意していない。
- (44) タラーク (Talak) というのは、夫が彼の妻を離婚することである。それは通常、ただ1回、タラークを宣告するが、これは取消し得る離婚として効力をもつ。タラークが3回宣告されるとき、離婚は取消し得なくなり、当事者はそれ以降、お互いに再婚することができなくなる。ただし、妻が有効に他の男と婚姻し、婚姻の完成後に彼によって離婚されたときは、この限りでない。離婚を取消し得るとき、夫は離婚を取消し、rajo' として知られる手続により、妻を取り戻すことができる。
- (45) J.N.D. Anderson. Islamic Law in Modern World. London. 1959年. 56頁およびパキスタンの1961年のイスラム家族法典 (the Muslims Family Law Ordinance) 参照。
- (46) China Buta というのは、アラビア語のムハリー (muhallil) または3度目の彼女を離婚した彼女の先夫と彼女が再婚できるようにするために、婚姻完成後に彼女を離婚することを約束してその女性と婚姻する男を指すのに用いられる取るに足らない用語である。このような方法は許されるけ

れども、罪深いものとみられる。

- (47) J.N.D.Anderson. *Islamic Law in the Modern World*. London. 1959年. 55頁-56頁およびパキスタンの1961年のイスラム家族法典参照。
- (48) J.N.D.Anderson. *Islamic Law in the Modern World*. London. 1959年. 54頁参照。インドの1939年の *The Dissolution of Marriage Act* はパキスタンにおいても適用される。Fyzee, *Outlines of Muhammadan Law*. Oxford. 1955年. 145f頁参照。
- (49) H.Sulaiman Rasjid, *Figh Islam*. Djakarta. 第6版. 1961年. 393頁-394頁。
- (50) シンガポールにおける努力は、ある範囲で成功を収め、そしてマレー諸州においても影響をうけずにはすまなかった。たとえば、セランゴールでは、シンガポールの計画に従って、離婚を抑制する行政手段を採用した。パキスタンにおいて知名な女性指導者である Begun Rahimtoola 女史が1961年にシャリーア裁判所を訪問したとき、彼女は、パキスタンの1961年のイスラム家族法典の制定に役立った裁判所の業務に関する情報を与えられた。